

開催期日 令和元年 7 月 1 6 日

開催場所 中島村役場分庁舎 2 階会議室

## 中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和元年7月16日 午後1時30分  
閉 会 令和元年7月16日 午後2時30分  
場 所 中島村役場分庁舎2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する  
処分について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する  
意見の決定について

議案第3号 現況確認申請に対する処分について  
そ の 他

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名（出欠者名 別紙のとおり）

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 近 藤 修

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、只今から令和元年第7回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長（あいさつ）

改めましてこんにちは。第7回の中島村農業委員会の総会のご案内申し上げたところ、皆様方におかれましては大変お忙しい中、お集まり頂きまして誠にありがとうございます。先ほど会議前ですか、皆さんとちょっとお話ししていたんですが、今年の気候はちょっと異常ですね。こんなに日が無いのは。日が出たのもこの2週間で2日間ですか、日照時間も5時間弱くらいです。色々な面で被害が出ていますね。逆にきゅうりなんかの野菜の値段は高い。1本50円から80円くらいに高騰している状況です。トマトなんかも病気こそないものの、実が大きくなっているようでして、気温が低いもんですから赤くならない。今後心配する状況が続くのではないかと懸念しております。稲の生育も1週間以上遅れているようですね。当初から梅雨入りも遅かったですね。何しろ天候ですからどうにもならない。それなりに手を打ってもやっぱり限界がありますからね、皆さんも大変なご苦勞をされているのではないかなど。これから1週間ないし10日後くらいには晴れ間が見られるという、あくまで予想ですがそうなってほしいですね。

さて、今日は議案が3件でございます。どうぞ慎重審議よろしくお願い申し

上げまして、大変粗辞ではございますが挨拶と代えさせていただきます。本日は本  
当にご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

ありがとうございました。これより3の議事録署名人の選出からは議事進行  
を会長に願う旨を宣した。

議 長

それでは、議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、  
4番鈴木一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について  
議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第8号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報  
告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第1号受付番号第8号の案件につきまして、7月14日、譲渡人・●●  
●●さん、譲受人・●●●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内  
容の通り間違いございませんでした。また現地についても7月14日に確認を  
致しましたが問題はなく、譲受人は兼業農家であり、周辺の農地への影響は無  
いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第1号受付番号第8号につきまして、只今八代推進委員より報告があり  
ました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現  
地についても7月14日に確認を致しましたが問題は無く、譲受人は兼業農家  
であり、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請  
に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第3号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

6番八代一典推進委員

議案第2号受付番号第3号の案件につきまして、7月14日、設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても7月14日に確認を致しましたが問題はなく、周辺の農地への影響は無いものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6番円谷宣芳農業委員

議案第2号受付番号第3号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても7月14日に確認を致しましたが問題は無く、周辺の農地に影響は無いものと思われます。以上報告終わります。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第3号現況確認証明申請に対する処分について事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号現況確認証明申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第2号について質疑に入る旨を宣し、確認担当委員に報告を求めた。

### 3 番天倉光喜委員

議案第3号受付番号第2号の案件につきまして、本日12時45分より、申請者代理人の行政書士さん、円谷会長、水野谷委員、大木推進委員、事務局、そして私を含め7名の立ち合いで現地確認を行ってまいりました。代表して私から報告いたします。

申請地の現況につきましては、数十年前より農地として利用はしておらず、隣接する宅地の庭として使っていたそうです。現地を確認しましたが、周囲は道路、宅地、農業用施設、そして山林に囲まれており、農地の集団性はなく、面積も291㎡と小さいため、農業を行うのは難しいであろうと認められます。農地への復元は出来ないこともないかと思いますが、申し上げたように農業を行うにはあまりにも向かない場所であり、守るべき農地との区別をつけるためにも、現地確認の結果、非農地であると判断しましたことをご報告いたします。

議 長

只今、確認担当委員より報告がありましたが、質問等ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

以上をもって、全議案審議終了につき、その他に入る旨を宣した。

事務局

事務局より説明。

一点目 来月の農業委員会総会の日程は8月19日（月）

二点目 先月の総会後にお話しさせていただいた遊休農地調査（農地利用状況調査）について、この後に今年度の正式な調査票をお渡しします。

三点目 今週の全国農業新聞福島県版の囲み記事で中島村の記事が掲載されま

す。

議 長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時  
令和元年7月16日 午後2時30分

議決事項及び賛否の数

- |       |                                  |      |      |
|-------|----------------------------------|------|------|
| 議案第1号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について    |      |      |
|       | 原案のとおり可決                         | 賛成6名 | 反対0名 |
| 議案第2号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について |      |      |
|       | 原案のとおり可決                         | 賛成6名 | 反対0名 |
| 議案第3号 | 現況確認申請に対する処分について                 |      |      |
|       | 原案のとおり可決                         | 賛成6名 | 反対0名 |